

著しく消火困難な製造所等及びその消火設備

危規則第 33 条、1 の著しく消火困難な製造所等及びその消火設備に設置する消火器は下記となります。

高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱う製造所および一般取扱所	4 種の消火設備および、5 種の消火設備を能力単位 \geq 危険物の所要単位 但し、1 種、2 種又は 3 種の消火設備が設置されていれば、その有効範囲部分の第 4 種消火設備が省略される。
可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留する恐れがある建築物又は室	4 種の消火設備および、5 種の消火設備を能力単位 \geq 危険物の所要単位
第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所	第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
一方開放型上階付き屋内給油所	5 種の能力単位 \geq 建築物・危険物の所要単位で設置
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	第 4 種の消火設備がその放射能力範囲が建築物その他の工作物および危険物(第 3 種の消火設備により包含されるもの除く)を包含するように設け、第 5 種消火設備を能力単位 \geq 1/5 危険物の所要単位で設置する。
製造所、屋内タンク貯蔵所、移送取扱所または一般取扱所の作業工程上、消火設備の放射能力範囲に当該製造所等において貯蔵し、または取り扱う危険物の全部を包含できないとき。	当該危険物において、4 種の消火設備および、5 種の消火設備を能力単位 \geq 当該危険物の所要単位で設置